

# 出雲国造神賀詞の神話

瀧 音 能 之

## 一、問題の所在

出雲大社の祭祀を掌る出雲国造が、代々、朝廷に参向して奏上する「出雲国造神賀詞」については、多くの問題点が指摘されるようになっていく。しかし、それらの問題点に関しては、近年ようやく研究の対象とされるようになったものがほとんどであり、いまだに多くの謎につつまれているといつてよいであろう。そのみか、研究する対象とされていないものもあるように思われる。たとえば、「出雲国造神賀詞」に含まれる神話に関係する部分への考察は、まったくといってよいほど手つかずの状態である。この問題については、確かに史料的な制約が多く、なかなか検討対象とすることが困難であるという現実的な状況がある。

しかし、「出雲国造神賀詞」のなかの神話部分は、出雲国造にとつて大変、重要な意味をもっている。すなわち、自らの祖先が、いかに天皇家に対して功績があったかについて力説しているわけであり、実質的な点でいうならば、「出雲国造神賀詞」を奏上する眼目といつてよいであろう。そして、興味深いことは、その神話部分が、非常に特徴的であるといふことである。具体的にいうならば、その神話部分は、国譲りがテーマとなっている。一般に国譲りというと、『古事記』

や『日本書紀』に見られる国譲り神話が想起される。いうまでもなくこの神話は、地上の支配者であるオクニヌシ神が自分の支配領域を高天原に譲り渡すというものであり、天皇家による日本支配の正統性をのべている。したがって、記・紀のなかでも、この国譲り神話とそれに続く天孫降臨神話は、欠かすことのできない部分といえる。

こうしたことをふまえると、国譲り神話において、一族の祖先が天皇家に功績があったと述べることは、強いアピールになるであろうし、インパクトも強烈と考えられる。この点、出雲国造が「出雲国造神賀詞」のなかで国譲り神話をとりあげたことは大いに有効であり、意図についても十分にくみとることができる。なるほど、記・紀の国譲り神話をみると、高天原から地上へ国譲りのための使者として最初に遣わされるのは、出雲国造の祖であるアメノホヒ神となっている。ところが、地上へ降ったアメノホヒ神は三年の間、高天原への復奏をしなかったと記されている。つまり、アメノホヒ神は、国譲りの使者としての役目を忠実に果たさなかったことになる。

ところが、「出雲国造神賀詞」のなかでは、アメノホヒ神はその子のアメノヒナトリ神はまことに迅速に国譲りの役目を果たした神として描かれている。このことは、一見するとごく当たり前のことのように思われるかもしれない。というのには、出雲国造が朝廷におもむいて奏上するのが「出雲国造神賀詞」であるわけであるから、自分達の祖先神を悪くいうはずはないのである。しかしながら、「出雲国造神賀詞」が朝廷において奏上されるものであるという性格を考慮するならば、記・紀に記されているものと異なる内容、それも国譲り神話という重要な部分において、記・紀と相違する内容をのべることが許されるであろうかとも思われる。「出雲国造神賀詞」のなかには、当然のことながら出雲国造による仮託もあるであろうが、国譲り神話の場面において、記・紀とはまったく違う内容を奏上することが果たして可能であったのであろうかという疑問がわいてくる。しかし、実際にそれがなされているのである。この点に関して、明確な理由づけをおこなったものは、管見の限りないように思われる。本稿ではこの点に注目して、記・紀の国譲り神話と「出雲国造神賀詞」の国譲りの部分を再吟味して、両者の相違について考えることにしたい。

## 二、記・紀の国譲り神話

まずはじめに、記・紀の国譲り神話をアメノホヒ神を中心として再検討することにする。最初に『古事記』の当該条をみるならば、

天照大御神之命以。豊葦原之千秋長五百秋之水穗國者。我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所<sub>レ</sub>知國。言曰賜而天降也。於<sub>レ</sub>是。天忍穗耳命於<sub>二</sub>天浮橋<sub>一</sub>多々志<sub>此三字</sub>而詔之。豊葦原之千秋長五百秋之水穗國者。伊多久佐夜藝弓<sub>此七字</sub>有那理<sub>此二字改寫</sub>告而。更還上。請<sub>レ</sub>于<sub>二</sub>天照大御神<sub>一</sub>。尔高御産巢日神。天照大御神之命以。於<sub>二</sub>天安河之河原<sub>一</sub>神<sub>二</sub>集八百萬神<sub>一</sub>集而。思金神令<sub>レ</sub>思而詔。此葦原中國者。我御子之所<sub>レ</sub>知國。言依所<sub>レ</sub>賜之國也。故以<sub>レ</sub>爲於<sub>二</sub>此國<sub>一</sub>道速振荒振國神第等之多在。是使<sub>二</sub>何神<sub>一</sub>而。將<sub>二</sub>言趣<sub>一</sub>。尔思金神及八百<sub>万</sub>神議。白<sub>二</sub>之天善此神<sub>一</sub>。是可<sub>レ</sub>遣。故<sub>二</sub>遣<sub>一</sub>天善此神<sub>一</sub>者。乃媚<sub>二</sub>附大國主神<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>于<sub>二</sub>三年<sub>一</sub>。不<sub>二</sub>復奏<sub>一</sub>。<sup>(1)</sup>

とある。これによると、アマテラス大神が豊葦原之千秋長五百秋之水穗國、すなわち、地上は自分の子であるアメノオシホミミ神が支配する国であるとして、天降りさせている。アメノオシホミミ神は天浮橋に立つて地上をみわたしたところ、大変、騒々しくみえたので高天原へもどり、アマテラス大神にこのことを報告することになる。そこで、タカミムスヒ神がアマテラス大神の命をうけて神々を天の安の河原に召集して神譲りした結果、アメノホヒ神を地上へ派遣することになる。しかし、アメノホヒ神は天降ったまま三年間、復奏しなかったとある。

このあと、『古事記』ではアメノワカヒコを派遣するが、これもまた八年間、復奏を怠ったとある。そのため、三番目として天降ったのがタケミカツチ神とアメノトリフネ神である。これら二神は、出雲の稲佐の小浜に天降りして、オオクニヌシ神に国譲りを迫ることになる。これに対して、オオクニヌシ神は、子のコトシロヌシ神に国譲りの諾否を委ねてしまう。コトシロヌシ神が国譲りに同意したのち、他に子はいないかと問われたオオクニヌシ神は、タケミナカタ神がいる

ことを告げる。タケミナカタ神はコトシロヌシ神のように簡単に国譲りには同意せず、タケミカツチ神との力競べを要求する。しかし、タケミカツチ神に全く及ばず、逆に逃げ出したところ信濃国の諏訪湖に追い詰められて殺されそうになる。そこで、国譲りによく讚成することになる。

こうした経過をへてオオクニヌシ神もついに国譲りに同意することになるのである。以上が『古事記』にみえる国譲り神話である。次に、『日本書紀』によって国譲り神話をみていくことにしたい。

まず、『日本書紀』の本文をみると、

天照太神之子。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。娶<sup>二</sup>高皇產靈尊之女栲幡千千姫。生<sup>三</sup>天津彥彥火瓊瓊杵尊。故皇祖高皇產靈尊。特鍾<sup>二</sup>憐愛<sup>一</sup>以崇養焉。遂欲<sup>下</sup>立<sup>三</sup>皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊<sup>一</sup>以爲<sup>中</sup>葦原中國之主<sup>上</sup>。然彼地多有<sup>二</sup>螢火光神及繩聲邪神。復有<sup>二</sup>草木威能言語<sup>一</sup>。故高皇產靈尊召<sup>三</sup>集八十諸神<sup>一</sup>。而問之曰。吾欲<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>撥<sup>三</sup>葦原中國之邪鬼<sup>一</sup>。當遣<sup>レ</sup>誰者宜也。惟爾諸神勿<sup>レ</sup>隱所<sup>レ</sup>知。僉曰。天穗日命是神之傑也。可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>試歟。於<sup>レ</sup>是俯順<sup>二</sup>衆言<sup>一</sup>。即以<sup>三</sup>天穗日命<sup>一</sup>往平之。然此神佞<sup>レ</sup>媚於大己貴神。比<sup>三</sup>及三年<sup>一</sup>尙不<sup>レ</sup>報聞。故仍遣<sup>二</sup>其子大背飯三熊之大人<sup>一</sup>。云大人。此云于志。亦名武三熊之大人。此亦還順<sup>二</sup>其父<sup>一</sup>。遂不<sup>レ</sup>報聞。<sup>(2)</sup>

とある。これによると、タカミムスヒ神が地上に派遣する神について神々に問いただしたところ、アメノホヒ神が選ばれることになる。しかし、この神は、三年たつても高天原に復命しなかったため、その子のオオソビノミクマノウシ（タケミクマノウシ）を巡遣した。けれども、この神もまた父と同様に復命しなかったという。

その後、タカミムスヒ神は、今度は誰を派遣したらよいかということを知り、アメノワカヒコが良いということになる。このアメノワカヒコも高天原に復命を果たさず、次に、タケミカツチ神によってフツヌシ神が推薦されることになる。その結果、フツヌシ神にタケミカツチ神をそえて地上に派遣することになる。これに対して、地上ではまず、コトシロヌシ神が国譲りを承諾し、オオクニヌシ神もこれに従うことになる。

以上が『日本書紀』の本文にみられる国譲り神話であるが、『日本書紀』のこの部分に関しては、八つの「一書」、すなわち、別伝がみられる。これらの八つの一書のうち、第一の一書、第二の一書、第六の一書は、『古事記』や『日本書紀』の本文にみられる内容と類似した部分がある。このことをふまえて、これらの三つの一書についてもとりあげることしたい。

まず、第一の一書についてみるならば、

一書曰。天照大神勅<sup>レ</sup>天稚彦<sup>一</sup>曰。豊葦原中国。是吾兒可<sup>レ</sup>王之<sup>レ</sup>地也。然慮有<sup>二</sup>殘賊強暴横惡之神者<sup>一</sup>。故汝先住平之。乃賜<sup>二</sup>天鹿兒弓及天眞鹿兒矢<sup>一</sup>遣之。天稚彦受<sup>レ</sup>勅來降。則多娶<sup>二</sup>國神女子<sup>一</sup>經<sup>二</sup>八年<sup>一</sup>無以報命。故天照大神乃召<sup>二</sup>思兼神<sup>一</sup>問<sup>二</sup>其不來之狀<sup>一</sup>。時思兼神思<sup>レ</sup>而告曰。宜<sup>二</sup>且遣<sup>レ</sup>雉問<sup>一</sup>之。於是從<sup>二</sup>彼神謀<sup>一</sup>。乃使<sup>レ</sup>雉往候之。其雉飛下。居<sup>二</sup>于天稚彦門前湯津杜樹之杪<sup>一</sup>而鳴之曰。天稚彦何故八年之間未有復命。<sup>(3)</sup>

と記されている。これによると、アマテラス大神がアメノワカヒコに使者の役を命じている。しかし、アメノワカヒコは八年たつても復命しなかつたとある。

その後、どのような展開になるかという点、アマテラス大神がヨロズハタトヨアキツヒメをオシホミミにめあわせて地上に天降りさせようとする。しかし、オシホミミは天浮橋に立つて地上をみて、まだ地上は乱れているといつて高天原へもどってしまう。その結果、あらためてタケミカヅチとフツヌシ神が派遣されることになるのである。そして、地上でコトシロヌシ神が国譲りに同意し、オオクシヌシ神はこのことを二神に報告し、この結果、国譲りが行われることになる。ここでは、コトシロヌシ神の役割が大きいという特徴を指摘できよう。

次に、『日本書紀』の第二の一書をみてみよう。

一書曰。天神遣<sup>二</sup>經津主神。武甕槌神<sup>一</sup>使<sup>レ</sup>平<sup>二</sup>定葦原中国<sup>一</sup>。時<sup>二</sup>二神曰<sup>一</sup>。天有<sup>二</sup>惡神<sup>一</sup>。名曰<sup>二</sup>天津甕星<sup>一</sup>。亦名<sup>二</sup>天香背男<sup>一</sup>。請先誅<sup>二</sup>此神<sup>一</sup>。然後下撥<sup>二</sup>葦原中国<sup>一</sup>。是時齋主神號<sup>二</sup>齋之大人<sup>一</sup>。此神今在<sup>二</sup>乎東國穢取之地<sup>一</sup>也。<sup>(4)</sup>

これが該当部分であるが、これまでの神話とは少し異なる内容をもっている。具体的にみるならば、アメ神（天神）がフツヌシ神とタケミカヅチ神に天降りを命じるのであるが、このとき二神は、天にアマツミカホシという悪神がいることをのべ、まず、この神を誅伐してから天降りたいと願っているのである。このあとの経過を負うならば、地上に降りた二神がオオクニヌシ神に国譲りを迫ることになる。ところが、オオクニヌシ神は、二神に対して、自分、すなわちオオクニヌシ神に従うために地上へきたのではないかと逆につめより、国譲りには同意できないと答える。そこで、フツヌシ神らは高天原にもどって報告したところ、タカミムスヒ神があらためて命令を発することになる。タカミムスヒ神は、オオクニヌシ神の主張も認め、顕界を皇孫が治め、幽界をオオクニヌシ神が治めるようにと命じ、オオクニヌシ神のための宮殿などの施設の造営を約束し、さらに、

又當<sub>二</sub>主汝祭祀<sub>一</sub>者天穗日命是也。於<sub>レ</sub>是大己貴神報曰。<sup>(5)</sup>

とのべ、オオナムチ神、すなわちオオクニヌシ神の祭祀を掌る神としてアメノホヒ神を指命している。こうしたタカミムスヒ神の配慮を受け入れて、オオクニヌシ神は国譲りに同意することになるのである。

続いて、『日本書紀』の第六の一書をみるならば、

一書曰。(前略)時高皇產靈尊勅曰。昔遣<sub>二</sub>天稚彦於葦原中國<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>今所<sub>二</sub>以久不來<sub>一</sub>者。蓋是國神有強禦之者。<sup>(6)</sup>

とあって、天孫降臨のさいタカミムスヒ神が昔、アメノワカヒコを地上に派遣したが、いまになっても久しく復命してこないと語っている。

以上が『古事記』と『日本書紀』に見られる国譲り神話の関連部分についての紹介である。これらが一般に国譲り神話といっているものである。ひとつひとつを細かにみると、高天原の司令神がアマテラス大神であったりタカミムスヒ神であったりと相違がみられる。こうした相違は、天降る神やオオクニヌシ神をはじめとする地上の神についてもいえることである。しかし、その一方で大筋としては共通している点もなくはないように思える。このようなさまざまな異同をふま

えて、次に「出雲国造神賀詞」の中で展開される国譲り神話についてみることにする。

### 三、「出雲国造神賀詞」の国譲り神話

出雲国造によって奏上されたのが、「出雲国造神賀詞」である。奏上の実態については、靈龜二年（七一六）から天長十年（八三三）にいたるまでの一五例が、『続日本記』、『類聚国史』、『日本後紀』、『続日本後紀』、といった史料から確認することができる。もとより、この一五例は史料からいうことのできるものであり、靈龜二年（七一六）以前や天長十年（八三三）以降の状況については、また、別に考えなければならぬ問題といえる。この点については、かつて、「出雲国造神賀詞奏上の起源とその背景」において、史料上の初見である靈龜二年の奏上をもって、「出雲国造神賀詞」奏上の開始とみてよいのではないかとした。さらに、そこにおいては従来、国家側からの要求として「出雲国造神賀詞」の奏上をとらえるのが一般的であったが、それを否定して、出雲国造であった出雲果安側からの働きかけによるものと考えた。そして、出雲果安に協力した人物として、当時、出雲守であった忌部子首に注目した。忌部子首は、壬申の乱の功労者の一人であり、天武朝では帝紀および上古の諸事を記録・校定するメンバーの一人に選ばれている。『日本書紀』の天武天皇一〇年（六八〇）三月七日条にみえるこの記事は、『日本書紀』編纂のスタートとされるものであり、忌部子首はいわば天武両道を兼ね備えていたといえるであろう。

「出雲国造神賀詞」が靈龜二年（七一六）から開始されたと考えて大過ないとするならば、そのときに奏上されたであろう「出雲国造神賀詞」は一体、どのようなものであったのであろうか。あらためて、『続日本紀』の靈龜二年（七一六）二月一〇日条をみるならば、

果安「至祝部」一百一十余人。進<sup>レ</sup>位賜<sup>レ</sup>禄各有<sup>レ</sup>差<sup>(8)</sup> (傍点、引用者)

とあるのみで、どのような「詞」であったかは知る事ができない。現在、みることのできる「出雲国造神賀詞」は、『延喜式』巻八の祝詞の篇に載せられているものである。したがって、延長五年(九二七)に撰録された『延喜式』にみられる「出雲国造神賀詞」をもって、霊龜二年(七二六)に奏上された「出雲国造神賀詞」とすることは大きな問題があるといえよう。

これらの点に留意して、「出雲国造神賀詞」にみられる国譲り神話についてみるならば、

高天乃神王高御魂命乃皇御孫命<sup>爾</sup>天下大八嶋國<sup>乎</sup>事避奉<sup>之</sup>時出雲臣等我遠「祖」天穗此命<sup>乎</sup>國體見<sup>爾</sup>遣時<sup>爾</sup>天乃八重雲<sup>乎</sup>押別<sup>豆</sup>天翔國翔<sup>豆</sup>天下<sup>乎</sup>見廻<sup>豆</sup>返事申給<sup>久</sup>、豊葦原乃水穗國<sup>波</sup>晝波如五月繩水沸支夜<sup>波</sup>如火瓮光神在<sup>利</sup>。石根木立青水沫<sup>毛</sup>事

問<sup>豆</sup>荒國在<sup>利</sup>。然<sup>毛</sup>鎮平<sup>豆</sup>皇御孫命<sup>爾</sup>安國<sup>止</sup>平<sup>久</sup>所知坐<sup>乎</sup>坐<sup>乎</sup>己<sup>豆</sup>命兒天之夷鳥命<sup>爾</sup>布都怒志命<sup>乎</sup>副<sup>豆</sup>天降遣<sup>豆</sup>荒布留神等<sup>乎</sup>撥平介、國作之大神<sup>乎</sup>毛媚鎮<sup>豆</sup>大八嶋國現事顯事令事避<sup>支</sup>。<sup>(9)</sup>

とある。これによると、タカミムスヒ神が二ニギに地上の支配権を与えたときに、出雲臣らの遠祖であるアメノホヒ神を地上の視察に派遣したとある。さらに、アメノホヒ神は、地上をくまなく視察して、地上が荒々しく騒がしい国であることを報告し、自分の子であるアメノヒナトリ神にフツヌシ神を副えて地上へ派遣し国譲りを成功させたというのである。

この「出雲国造神賀詞」を一見してまず気づく点は、アメノホヒ神の位置づけである。『古事記』や『日本書紀』においてはすでにみたように、国譲りの使者として天降って三年間、復奏しなかつた神として描かれている。しかし、「出雲国造神賀詞」では、地上の様子をきちんと視察し、それを高天原に報告しているのである。さらに、そればかりでなく自らの子を地上の平定のために天降りさせ、フツヌシ神と共に国譲りに尽力させている。

また、「出雲国造神賀詞」では、アメノホヒ神の子として、アメノヒナトリ神が登場していることも注目される。アメノホヒ神の御子神としては、『日本書紀』の本文において、オオセビノミクマノウシがみられる。しかし、アメノホヒ神

が復奏しなかったので、代つてオオセビノミクマノウシが派遣されたのであるが、やはり、復命しなかったとある。したがって、アメノヒナトリ神とオオセビノミクマノウシとは果たした役割がまったく逆である。また、この両神の関係についても詳細は不明である。

アメノヒナトリ神に関しては、『日本書紀』の崇神天皇六〇年秋七月条に、

武日照命。又云、天武鳥 從<sub>レ</sub>天将来神宝。藏<sub>二</sub>于出雲大神宮<sub>一</sub>。<sup>(10)</sup>

とあり、タケヒナトリ神ともタケヒナテル神とも称したことが知れる。また、この崇神紀六〇年条からは、アメノヒナトリ神が天より将来した神宝が出雲大社に納められていることから、アメノヒナトリ神もまた高天原から天降った神ととらえられていたことがわかれる。アメノホヒ神とアメノヒナトリ神は、親子関係であると同時に、両神とも出雲国造の祖とされる神であり、このことをふまえると、先述したように、「出雲国造神賀詞」において、国譲りの場面で大いに貢献する神として描かれることは当然のことといえるかもしれない。しかし、「出雲国造神賀詞」が奏上されるものであるということも考慮に入れるならば、『古事記』や『日本書紀』とあまりにもかけはなれた内容であることが果たして許されるかが問題になってこよう。にもかかわらず、「出雲国造神賀詞」が『延喜式』に所載されて残っているわけであり、この点をどのように解釈することかは重要な点であろう。次に、この点について考えてみたい。

#### 四、記・紀と「出雲国造神賀詞」の間のギャップについて

『古事記』・『日本書紀』と「出雲国造神賀詞」のそれぞれの国譲り神話の部分を取りあげて紹介してきたが、いまそれらを表にすると次項のようになる。表にしてあらためてみると全体像がみえてくると思われるが、従来『古事記』や『日本書紀』では、復命をしなかったように描かれているアメノホヒ神が、「出雲国造神賀詞」では一転して忠実に任務を果

〔国譲り神話の概要〕

地上の対応神	派遣される神	司令神	古事記
オオクニヌシ神 コトシロヌシ神 タチミナカタ神	アメノワカヒコ ⇐ タケミカヅチ神 アメノトリフネ神	アメノホヒ神 ⇐ アメノワカヒコ	アマテラス大神 タカミムスヒ神
オオナムチ神 コトシロヌシ神	タケミカヅチ神 ⇐ アメノワカヒコ	アメノホヒ神 ⇐ オオセビノミクマノウシ (タケミクマノウシ)	日本書紀・本文 タカミムスヒ神
オオナムチ神 コトシロヌシ神		アメノワカヒコ ⇐ タケミカヅチ神 フツヌシ神	日本書紀・第一の一書 アマテラス大神 (天神)
オオナムチ神		フツヌシ神 タケミカヅチ神	日本書紀・第二の一書 天神 (タカミムスヒ神)
		アメノワカヒコ	日本書紀・第六の一書 タカミムスヒ神
オオナモチ神	フツヌシ神	(アメノホヒ神) ⇐ アメノヒナトリ神	出雲国造神賀詞 タカミムスヒ神

たしている点が大きな相違点として指摘されてきた。

ちなみに、アメノホヒ神についてであるが、『古事記』や『日本書紀』では三年間、復奏しなかったと記していることにこだわって、最後まで復奏しなかったというのではないとする考えも成り立つ余地があるようにも思われる。つまり、三年以後に復奏したという考えである。しかし、アメノワカヒコが二番手として派遣されており、アメノワカヒコは八年

の間、復奏しなかったため、罰として殺されてしまっていることを考えるならば、やはり、アメノホヒ神が高天原から天降って三年以後に復命したとするのは無理があるように思われる。加えて、『日本書紀』の本文にあるように、アメノホヒ神が三年に至るまで復命しなかったため、子のオオセビノミクマノウシを派遣している点、そして、そのオオセビノミクマノウシも父と同様に復奏しなかったとある点からもアメノホヒ神が天降って三年以後に高天原に復命したとは考えにくいと思われる。

このように考えるならば、『古事記』・『日本書紀』と「出雲国造神賀詞」とにみられるアメノホヒ神像には大きなギャップがあることになる。従来、この点についての指摘はしばしばなされてきていたのであるが、なぜこのようなギャップがみられるのかという点については明確な解釈がなされていないように思われる。よくいわれることは、それぞれ別伝承が残っていたのであろうというきわめて一般的な解釈である。史料的な制約もあってアプローチにも限界があるため、いつしかこうした一般論的解釈が通説になってしまっているように思われる。

しかし、少なくとも奈良時代から平安時代にかけての一〇〇年間あまりにわたって、朝廷の場において、『古事記』や『日本書紀』とまったく異なった神話、それも国譲り神話という特殊でかつ重要な神話に関して、出雲国造が奏上しつづけることが可能であったであろうかと考えるとき、当然のことながら疑念がわいてこざるを得ない。

そこで、再度、「出雲国造神賀詞」に目をやるならば、興味深いことに気がつく。それは、アメノホヒ神の役割である。「出雲国造神賀詞」を注視すると、なるほどタカミムスヒ神の命をうけて地上へ最初に天降るのはアメノホヒ神である。しかし、アメノホヒ神の役割は先にみたように地上の視察であって、国譲りの交渉ではないのである。この点は、『古事記』において、アマテラス大神の命をうけてアメノオシホミミ神が地上の状況を天浮橋の上に立って観察したのと類似している。したがって、アメノホヒ神が国譲りの交渉の前に地上を視察するという展開は、なにも「出雲国造神賀詞」のみにみられる特殊なものとはいえない。司令する神や派遣される神に相違はあるものの、『古事記』も同じパターンをもってい

るといえるのである。

「出雲国造神賀詞」に再び目をやるならば、地上の視察を終え、荒々しくて騒がしい地上に自分の子であるアメノヒナトリ神を平定者として送り、これにフツヌシ神を同行させている。つまり、「出雲国造神賀詞」においては、国譲りの使者は厳密にいえばアメノホヒ神ではなく、アメノヒナトリ神とフツヌシ神ということになる。この点についても問題があるように思われる。なるほど出雲国造家の祖はアメノホヒ神ともその子のアメノヒナトリ神ともされる。したがって、出雲国造にとつては、アメノヒナトリ神が国譲りの使者として活躍しても何ら不都合がないといえるかもしれない。しかし、先にみた「出雲国造神賀詞」には、出雲臣らの「遠祖」はアメノホヒ神であると明記している。このことからすると、アメノホヒ神が国譲りの使者として功績を残した方が、出雲国造にとつては榮譽になるように思われる。しかし、そうではなく、アメノホヒ神は、いかなれば国譲りのための事前調査をし、メインの国譲りは子のアメノヒナトリ神がおこなったという、非常に遠回しのいい方をしているのである。

こうした「出雲国造神賀詞」でのアメノホヒ神の描かれ方は、『古事記』・『日本書紀』でのアメノホヒ神を多分に意識しているように思われる。つまり、記・紀では高天原への復命をおこたった神として描かれているアメノホヒ神の不名を記すことなく、さりとて国譲りをおこなった神ともしていないのである。

また、アメノホヒ神の子で、フツヌシ神と共に国譲りに貢献したとされているアメノヒナトリ神は、崇神紀六〇年条にあるように、高天原から神宝を持つて天降った神であるが、父のアメノホヒ神ほど知られた神ではない。いかなれば、アメノホヒ神は出雲国造家にとつて祖神として重要であると同時に、記・紀神話においても存在感をもつ神といえる。それに対して、アメノヒナトリ神は、記・紀神話の神というよりも、むしろ出雲国造家の神という色彩が強い。その出雲国造家側が「出雲国造神賀詞」において、アメノヒナトリ神が国譲りのさいに貢献したと主張することは、それを氏族伝承と考えれば記・紀神話を否定するものとは必ずしもいえず、むしろ出雲国造としては当然とみなされるともいえるのではな

かろうか。したがって、「出雲国造神賀詞」の中で、出雲国造の遠祖であるアメノホヒ神が、国譲りのさいの直接的な功勞神として描かれるのではなく、その子のアメノヒナトリ神が国譲りをなした神として描かれていることの背景には、単なる氏族伝承の叙述ではなく、多分に考え尽された意識のもとでの叙述ということが考えられる。

このように「出雲国造神賀詞」を読みこめば、『古事記』や『日本書紀』で展開されている国譲り神話とのギャップは、いわれるほど大きなものではないと考えられる。つまり、一番の問題点は、アメノホヒ神の扱い方であったが、「出雲国造神賀詞」では、国譲りのための事前視察という役割をアメノホヒ神に与えることによって、記・紀神話との対立をうまく回避しているといえる。そして、アメノホヒ神ではなく、その子で出雲国造家の神であるアメノヒナトリ神を国譲りに貢献した神としてその功績を前面に押し出している。このことは、いうまでもなく出雲国造家が天皇家に対していかに貢献してきているかということの主張に他ならない。

## 五、結語

「出雲国造神賀詞」にみられる国譲り神話において、アメノホヒ神の働きが『古事記』や『日本書紀』にみられるアメノホヒ神とまったく異なっているという従来の見解について考えをのべてみた。つまり、記・紀神話の国譲りでは高天原から使者として派遣されたアメノホヒ神がその役割を果たしていないのに対して、「出雲国造神賀詞」では、十分に貢献しており、記・紀と「出雲国造神賀詞」との間には大きなギャップがあるとするのが従来の見解であった。

しかし、「出雲国造神賀詞」を注視するならば、アメノホヒ神は、国譲りの使者としての任務をおびておらず、国譲りの前段階の視察を命じられた神なのである。したがって、厳密にいうならば、アメノホヒ神は国譲りに直接的に関わってはいないといえる。こうとらえると、『古事記』・『日本書紀』とは問題がおきなくなるのである。そして、その子のアメ

ノヒナトリ神を国譲りをおこなった神として、出雲国造家の功績をアピールしているのが「出雲国造神賀詞」といえる。もとより、こうした解釈は、『延喜式』に載せられている「出雲国造神賀詞」を基にしたものである。出雲国造によるこの神賀詞奏上の開始が、史料上の初見である霊亀二年(七二六)と考えて大過ないとするならば、当時の神賀詞の内容が当然のことながら問題になってこよう。この点については、重要な問題であるが、その内容を明らかにすることは困難といつてよいであろう。『延喜式』所載の「出雲国造神賀詞」がそのまま霊亀二年(七二六)当時の内容であったとは考えにくい。というのは、出雲国造による神賀詞奏上が史料によって確認できる一〇〇年あまりの間にこの奏上儀礼に変化がみられる。たとえば、霊亀二年(七二六)の奏上のさいは、神祇大副の中臣広足が「出雲国造神賀詞」を奏聞している。しかし、その後は天皇の出御のもとで出雲国造が神賀詞を奏上していると推測される<sup>11)</sup>。こうしたことから儀礼としての「出雲国造神賀詞」奏上は、回を追うごとに整備されていると考えられ、これにともなう、神賀詞そのものも修正されている可能性が高いと思われる。

そのような中で、『延喜式』にみられる「出雲国造神賀詞」の国譲り神話の部分はどうのように考えられるのであろうか。この点については推測の域を出るものではないが、霊亀二年(七二六)の段階ですであつたのではないかと思われる。その理由は、そもそも出雲国造が神賀詞を奏上する契機となつたのは、別に論じたように、出雲国造家側からの国家への自己アピールであつたと考えられる。そうであるならば、自分の家がこれまで天皇家・国家へ果たしてきた功績はすべてのべるのが当然のことといえる。したがって、国譲り神話の中で自家の祖先が果たしたことは当初から記されていたとするのが妥当ではなからうか。その内容については、あるいは出雲国造家に伝わる氏族伝承であつたのかもしれない。しかし、すでにのべたように、『古事記』や『日本書紀』にみられる国譲り神話との間に問題が起りそうにみえながら、それを微妙に回避するようにみうけられることを重視するならば、何らかの調整がなされたものと考ええることもできよう。すなわち、先に霊亀二年(七二六)に出雲果安が神賀詞の奏上をおこなおうとしたとき、それに関与した人物として

忌部子首がいたのではということを描した。忌部子首は帝紀・旧辞にも詳しくは思われることから、子首によって「出雲国造神賀詞」の国譲り神話の部分が記・紀との間に問題が生じないように調整されたと考えることもできるような思われる。

以上、推測に推測を重ねることになってしまったが、「出雲国造神賀詞」にみられる国譲り神話に関して私見をのべてみた。論じ残した点も多いがひとまず擱筆することにした。

尚、本稿は平成二二年度駒澤大学特別研究助成金による研究であることを明記して、当局および関係の方々へ感謝申し上げる次第である。

註

- (1) 『古事記』国譲りの段(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九六六年) 三六頁。
- (2) 『日本書紀』神代下(天孫降臨)条(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九七四年) 五九〇頁。
- (3) 右同書六六頁。
- (4) 右同書七二頁。
- (5) 右同書七三頁。
- (6) 右同書八〇〜八一頁。
- (7) 瀧音能之『古代出雲の社会と交流』(おうふう、二〇〇六年) 二三四〜二六〇頁。
- (8) 『続日本紀』靈龜二年(七一六)二月一〇条(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九七七年) 六四頁。
- (9) 山田孝雄『出雲国造神賀詞義解』(出雲大社教務本庁、一九六〇年) 九〜一〇頁。
- (10) 『日本書紀』崇神天皇六〇年秋七月条(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九七四年) 一六九頁。
- (11) ちなみに、史料上みることのできる「出雲国造神賀詞」奏上の事例は、次のとおりである。

- ① 『続日本紀』靈龜二年（七二六）二月十日条  
出雲国々造外正七位上出雲臣果安。齋竟奏<sub>二</sub>神賀事<sub>一</sub>。神祇天副中臣朝臣人足。以<sub>二</sub>其詞<sub>一</sub>奏聞。是日。百官齋焉。自<sub>二</sub>果安<sub>一</sub>至<sub>二</sub>祝部<sub>一</sub>。一百一十余人。進<sub>レ</sub>位賜<sub>レ</sub>祿各有<sub>レ</sub>差。
- ② 『続日本紀』神龜元年（七二四）正月二十七日条  
出雲国造外從七位下出雲臣広島奏<sub>二</sub>神賀辭<sub>一</sub>。
- ③ 『続日本紀』神龜三年（七二六）二月二日条  
出雲国造從六位上出雲臣広島齋事畢。献<sub>二</sub>神社劍鏡并白馬鶴等<sub>一</sub>。広島并祝二人並進<sub>二</sub>位<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>広島緇廿疋。綿五十屯。布六十端<sub>一</sub>。自余祝部一百九十四人祿各有<sub>レ</sub>差。
- ④ 『続日本紀』天平勝宝二年（七五〇）二月四日条  
天皇御<sub>二</sub>大安殿<sub>一</sub>。出雲国造外正六位上出雲臣弟山奏<sub>二</sub>神齋賀事<sub>一</sub>。授<sub>二</sub>弟山外從五位下<sub>一</sub>。自余祝部叙<sub>レ</sub>位各有<sub>レ</sub>差。並賜<sub>二</sub>緇綿<sub>一</sub>。亦各有<sub>レ</sub>差。
- ⑤ 『続日本紀』天平勝宝三年（七五一）二月二十二日条  
出雲国造出雲臣弟山奏<sub>二</sub>神賀事<sub>一</sub>。進<sub>レ</sub>位賜<sub>レ</sub>物。
- ⑥ 『続日本紀』神護景雲元年（七六七）二月十四日条  
幸<sub>二</sub>東院<sub>一</sub>。出雲国造從六位下出雲臣益方奏<sub>二</sub>神賀事<sub>一</sub>。仍授<sub>二</sub>益方外從五位下<sub>一</sub>。自余祝部等。叙<sub>レ</sub>位賜<sub>レ</sub>物有<sub>レ</sub>差。
- ⑦ 『続日本紀』神護景雲二年（七六八）二月五日条  
出雲国々造外正五位下出雲臣益方奏<sub>二</sub>神賀事<sub>一</sub>。授<sub>二</sub>外從五位上<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>祝部男女百五十九人爵各一級<sub>一</sub>。祿亦有<sub>レ</sub>差。……（後略）
- ⑧ 『続日本紀』延暦四年（七八五）二月十八日条  
出雲国々造外正八位上出雲臣国成等奏<sub>二</sub>神賀事<sub>一</sub>。其偽如<sub>レ</sub>常。授<sub>二</sub>国成外從五位下<sub>一</sub>。自外祝等。進<sub>レ</sub>階各有<sub>レ</sub>差。
- ⑨ 『続日本紀』延暦五年（七八六）二月九日条  
出雲国々造外正八位上出雲臣国成等奏<sub>二</sub>神賀事<sub>一</sub>。其偽如<sub>レ</sub>常。賜<sub>二</sub>国成及祝部物<sub>一</sub>各有<sub>レ</sub>差。
- ⑩ 『類聚国史』卷十九、神祇十九、国造条  
〈延暦十四年（七九五）二月二十六日〉

出雲国々造外正六位上出雲臣人長特授<sub>二</sub>外從五位上<sub>一</sub>。以下縁<sub>二</sub>遷都<sub>一</sub>奏<sub>中</sub>神賀事<sub>上</sub>也。

⑪『類聚国史』卷十九、神祇十九、国造条

〈延暦二十年（八〇二）閏正月二十六日〉

出雲国造外奏<sub>二</sub>神賀事<sub>一</sub>。

⑫『日本後紀』弘仁二年（八一二）三月二十七日条

出雲国造外從七位下出雲臣旅人授<sub>二</sub>外從五位下<sub>一</sub>。縁<sub>二</sub>神賀事<sub>一</sub>也。

⑬『日本後紀』弘仁三年（八一三）三月十五日条

御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>。出雲国造外從五位下出雲臣旅人奏<sub>二</sub>神賀辞<sub>一</sub>。并有<sub>二</sub>献物<sub>一</sub>。賜<sub>レ</sub>禄如<sub>レ</sub>常。

⑭『類聚国史』卷十九、神祇十九、国造条

〈天長七年（八三〇）四月二日条〉

皇帝御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>。覽<sub>二</sub>出雲国々出雲臣豊持所<sub>レ</sub>献<sub>二</sub>五種神宝<sub>一</sub>。兼所<sub>レ</sub>出雜物<sub>一</sub>。還<sub>レ</sub>宮從<sub>二</sub>豊持從六位下<sub>一</sub>。

⑮『続日本後紀』天長十年（八三三）四月二十五日条

出雲国司率<sub>二</sub>国造出雲豊持等<sub>一</sub>奏<sub>二</sub>神寿<sub>一</sub>。并献<sub>二</sub>白馬一疋。生雉一翼。高机四前。倉代物五十荷。天皇御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>。受<sub>二</sub>其神寿<sub>一</sub>。

⑫ 瀧音能之『古代出雲の社会と交流』（おうふう、二〇〇六年）一三四頁～二六〇頁。